

都市制度改定の動向について

2013.1.29 東京大学 齋藤誠

はじめに

Q 以下は、いつ書かれた文章でしょうか？

「指定都市にとっては、これを包括する府県の存在は何といても、鬱陶しい存在であって、府県政と市政との重複混迷、府県施設と市施設との交錯格差は依然払拭することができない。後者の問題[大都市と関係市町村との関係]にも関連するけれども、府県の外に抽出する特別市制の再考慮か、或は都制の実施に移行するか、その大都市の現情に応じた措置に出べきではないか。後者の点についていえば、大都市圏を一括して連絡整備した行政を行う必要は、現実の要請である…」

(もっとも、大都市圏については、「一つの市を建設」、首都については「国の直轄」を主張、時代制約的でもある)

一 第30次地方制度調査会専門小委員会中間報告の紹介と若干の検討

(具体的な制度見直し案のある項目)

1 政令指定都市

①二重行政の解消に向けて

1) 事務移譲と税財源の配分

2) 県との協議会

裁定などの仕組み

→任意事務の場合、基準がないのでは？→第三者の目での新たな
たな知見などのメリット 例え、公の施設の縮減の場面

②行政区の強化による住民自治強化

区長の独自権限／議会内の区委員会－現行法でもできるのではないか

区教育委員会設置の検討

地域自治区等の活用－活用されるための改訂案は未定

2 中核市・特例市

①制度の一本化 20万以上＋保健所設置で中核市

②県からの事務移譲 児童相談所など＋事務処理特例の活用

→事務処理特例制度の具体改善案は未定－裁定制度もあり得るか

③住民自治の拡充

具体案は未定／選挙区設定の是非を検討

※地域自治区の権限強化（1②に準拠）はどうか

現場の感覚は？ 新・旧住民参加のあり方

④地方中枢都市と周辺の連携

柔軟な連携の検討－法制化のメリット・デメリット

（論点ないし、方向性の提示にとどまる項目）

3 都区制度

第3－1 特別区の他地域への適用（手続法ができたことは与件）

2 特別市（仮称）

3 大都市圏の調整

二 地制調における今後の検討課題

基礎的自治体のあり方、特に連携の問題（上記2④とも関連）

- ・一方で建て増し旅館のような現在の種々の連携手法、
他方で自治法外の手法をどう位置づけるか
- ・ある程度の方向性は29次地制調で提示

三 国も都市自治体も、前の宿題はきちんと地道にやりましょう

・監査制度・外部監査制度の改善（29次地制調～）

→関連して、住民訴訟における議会の請求権放棄（都市自治体の事例もある）

※平成24年4月20日23日の3判決における千葉補足意見から

「議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである」。

・契約の締結等にかかる議会議決の条例による範囲拡大（29次地制調→政令事項）

・市町村の一部区域における地域自治区の設置（29次地制調）

・事務委託制度の改定－委託側の関与権限強化（同上）→上記二へ

・国の出先機関の統合・廃止（地方分権改革委～）

- ・教育委員会・農業委員会など必置規制の見直し（同上）

むすび

首都や大都市は国家を超えるのか？－日本で、法的に超えることはなかろう

・もともと、EUとイギリスとその地域、スペインとその自治州の現下の情況が示唆するように、住民からの直接要求の噴出に、賢慮をもって各レベルの政府が答えられなければ、問題は大きくなるだろう

・都市側も、国の制度の改定について、現場のニーズと代案を的確に提示すべき（ディーゼル車規制が良い例）－今は国・地方協議の場もある

<参考文献>

諸橋襄「画一的自治団体制と現下の要請」自治研究38巻7号3頁（1962）

引用は、同「三 大都市制度」8頁から

御厨貴『東京 首都は国家を超えるか』（1996，読売新聞社）

砂原庸介『大阪 大都市は国家を超えるか』（2012，中公新書）

かつての特別市制の廃止、今般の大阪都制・特別市構想について

斎藤誠『現代地方自治の法的基層』（2012，有斐閣）第2部第3章、第4部第5章補節2